

水俣病患者に “患者手帳”交付

治療証明書に

水俣病患者の治療証明書として、水俣市は六月中旬から患者手帳を交付する。患者手帳にはそれぞれの患者の住所、氏名、年齢、顔写真、発病年月日などを記載する。

従来水俣病患者は、有機水銀中毒による水俣病関係のほか、いろ

いろな病氣にかかるても国、県、市が治療費を全額負担しているが、患者はそのつど病院で水俣病患者としての証明手続きをしなければならない不便さがあった。しかし、今度からは患者手帳を病院の窓口で差し出すだけでよい。手帳の交付は六月中旬になる予定。現在水俣病患者は六十九人で、重症の十四人が入院、通院が十五人、残りのほとんどが自宅療養している。